

議案第6号

加西市健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

加西市健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定する。

令和5年2月24日提出

加西市長 西村 和平

加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例（平成8年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般浴室の項を削る。

別表第2 を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分	単位	金額
トレーニング料	1人1回につき	150円
	回数券（11枚つづり）	1,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

加西市健康福社会館の入浴設備について、老朽化により設備の維持が困難な状況となっていることから営業を終了すること、また、体力テスト料、トレーニング料の取扱いについて見直すため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・一般浴室の使用料の廃止
- ・体力テスト料の廃止
- ・トレーニング料の小人（中学生以下）の区分の廃止